

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

7年 5月 28日

松江市長 殿



提出者 大軌建設株式会社

住 所 松江市比津町34-6

氏 名 代表取締役 佐藤 正明

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0852-21-0947

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大軌建設株式会社
事業場の所在地	松江市比津町34-6
計画期間	R7.4.1～R8.3.31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	256,818千円
③ 従業員数	10名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事 がれき類(アスファルトコンクリート殻) →再生処理業者に委託して、再生合材として再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	1365 t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者に処理委託をするため特に実施なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	600 t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用業者に委託し、再資源化する		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記内容を実施予定		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全 処 理 委 託 量	1365 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	103 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1262 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) アスガラ・コンガラ処分は再生利用業者に委託した		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全 処 理 委 託 量	600 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	600 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	アスガラ・コンガラは再生利用業者に委託する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物管理の社内体制

大軌建設株式会社

工務部長		・廃棄物管理体制の構築に向けた企業経営上の理念を定め、提示することと合わせて、適正な処理・リサイクルの確保に向けた人員と予算(処理コスト)を確保すること ・廃棄物管理体制の構築に向けた全社的な取組を指示すること ・廃棄物管理体制に関連した取組の状況について社外へ情報発信を行うこと
廃棄物管理担当		・廃棄物管理体制を推進するための組織体制を構築すること ・廃棄物の流れを把握・管理するための仕組みを作ること ・廃棄物等の処理・リサイクル業者の適切な選定・契約、委託にかかる情報共有のための仕組みをつくること ・従業員の教育・啓発を行うこと ・実績把握のための体制を構築し、定期的に監査を行うこと ・廃棄物等の処理・リサイクルにかかる危機管理体制を構築すること
現場での廃棄物担当		・現場における廃棄物等の発生実態等に応じて分別管理を徹底すること ・処理、リサイクル業者を適切に選定し、継続的に管理を行うこと ・マニフェストの交付、照合・確認を徹底すること